

一般社団法人日本衛生管理者学会  
定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本衛生管理者学会と称する。

2 当法人の英文名は、【 General Incorporated Foundation: Japanese Society of Hygiene Supervisors 】表記し、略称は【 JSHS 】とする。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市南区相模台四丁目 6 番 11 号に置く。

(目的)

第 3 条 目的

当法人は、衛生管理者及び労務労働衛生にかかわる人材との連携のもと、労務労働衛生管理の質の向上、組織と個人の幸福を追求し続けられる環境・関係づくり、社会のニーズに応える労務労働衛生管理領域の開発と発展、学術研究の振興、組織と個人の安全と健康の寄与を目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労務労働衛生管理の質の向上に関する事業
- (2) 衛生管理者及び労務労働衛生にかかわる人材の教育と研修に関する事業
- (3) 衛生管理者及び労務労働衛生にかかわる職業倫理の向上に関する事業
- (4) 衛生管理者制度への提言に関する研究事業
- (5) 他の労務労働衛生スタッフや人事労務スタッフならびに管理監督者との連携に関する事業
- (6) 学術研究の振興に関する事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

(公告方法)

第 5 条 当法人の公告は、官報により行う。

第 2 章 会員

(会員)

第 6 条 当法人は、以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 衛生管理者の国家資格を有する者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師含）、その他当法人の目的に賛同する者、いずれも所定額の会費を納めた個人
- (2) 名誉会員 当法人のために特に功労のあった者で、会長の推薦により理事会の議を経て承認された個人
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、所定会費を納入し活動の支援等を行う団体

(入会)

第7条 正会員、賛助会員として、当法人に入会を希望する個人又は団体は、所定の手続きを経て、入会金ならびに年会費とともに、当法人の事務局に申し込むものとする。

2 正会員の入会については、入会申込内容の審査、受理をもって、当法人の会員となる。

3 賛助会員の入会については、理事会においてその可否を決定するものとする。

(会費)

第8条 正会員、賛助会員は、以下に定める会費を納めなければならない。

(1) 正会員 入会費 10,000円 年会費 7,000円

(2) 名誉会員 入会費及び年会費は免除するものとする

(3) 賛助会員 100,000円(一口)以上

(退会)

第9条 退会を希望する会員は、その旨を当法人に届け出ることにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1か月前までに当法人に届け出なければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。ただし、議決前に当該会員に弁明の機会を与える。

(1) 本定款に違反した場合

(2) 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する言動を行った場合

(3) その他、除名すべき正当な事由があった場合

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。

(1) 正当な理由なく、1年以上会費が納入されない場合

(2) 個人である会員が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合

(3) 団体である会員が解散した場合

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により会員資格を喪失した場合は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員

(法人の構成員)

第13条 当法人は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員資格の取得)

第14条 この法人の社員になろうとする者は、所定の手続きを経て、会長の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第 15 条 社員は、所定の手続きを経て、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第 16 条 社員が次のいずれかに該当するに至った時は、理事会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1)本定款に違反した場合
- (2)当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する言動を行った場合
- (3)その他、除名すべき正当な事由があった場合

(社員資格の喪失)

第 17 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1)正当な理由なく、1年以上会費が納入されない場合
- (2)退社した場合
- (3)成年被後見人又は被保佐人になった場合
- (4)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散した場合
- (5)除名された場合
- (6)総社員の同意があった場合

#### 第 4 章 役員

(役員及び役職)

第 18 条 当法人には、次の役員及び役職を置く。

- (1) 理事 2 名以上
  - 2 理事の中から会長 1 名を理事の総意により選出する。
  - 3 前項の会長をもって一般社団法人の代表理事とする。
- (2) 名誉理事 適宜
  - 2 名誉理事は、理事会の承認を得た上、代表理事が選任する。労務労働衛生業界の全体を俯瞰し、知識ならびに長年の経験に基づき、活動に対する指導・支援を行う。
- (3) 主幹 適宜
  - 2 主幹は、理事会の承認を得た上、代表理事が選任する。理事等の役員と連携しながら、業務運営に対してその評価や監督を行うとともに、具体的な業務執行をサポートする。

(選任)

第 19 条 理事は、当法人の主幹の中から、代表理事が選任する。ただし、必要に応じて主幹以外の者からも選任することが出来るものとする。

(理事の職務と権限)

第 20 条 理事は、当法人の業務執行の決定を行う。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を総括する。
- 3 代表理事に事故があった場合、又は代表理事が欠けた場合は、代表理事の代表権の行使に該当しない業務執行につき、理事がその職務を代行する。

(役員任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 22 条 理事が次の一に該当する場合は、社員総会の決議によって解任することが出来る。

(1)職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2)健康上の理由により、職務の執行に支障があり、また職務に堪えないと認められるとき。

## 第 5 章 活動報告

(事業年度)

第 23 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 24 条 会長は、毎事業年度、次の書類等を作成し、理事会に提出し承認を得なければならない。

(1)貸借対照表

(2)損益計算書

(3)事業報告書

(剰余金の処分制限)

第 25 条 当法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第 6 章 定款変更、解散等

(定款変更)

第 26 条 定款を変更するには、理事会の特別決議によらなければならない。

(解散)

第 27 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の分配)

第 28 条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、各理事及び会員に分配しない。

2 前項の場合、当法人の残余財産は、国又は地方公共団体、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人等に寄付するものとする。

## 第 7 章 雑則

(定款等に定めのない事項)

第 29 条 本定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人および一般財団法人に関する法律及びその他法令によるものとする。

## 第 8 章 附則

(設立時理事の氏名及び住所)

第 30 条 当法人の設立時代表理事の住所、氏名及び設立時理事の氏名は以下の通りとする。

※個人情報保護のため HP 掲載の定款では住所等略

以上、一般社団法人日本衛生管理者学会設立のため、この定款を作成する。

(施行期日)

第 31 条 この定款は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

以上、一般社団法人日本衛生管理者学会設立のため、この定款を作成し、代表理事が記名押印する。

令和 7 年 10 月 1 日

代表理事 對木 博一

※HP 掲載の定款では押印略